

(7) 資本金別および所得階層別に関する調

資本金別	所得階層		欠損法人		年所得400万円以下		年所得400万円超 800万円以下		年所得800万円超 1,000万円以下		年所得1,000万円超 5,000万円以下		年所得5,000万円超 1億円以下		年所得1億円超 10億円以下		年所得10億円超		合 計	
			法人数	うち連結 申告法人数	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)	法人数	所得金額 (千円)
	300万円未満		824	0	296	343,236	57	326,533	12	105,122	22	363,100	1	57,376	0	0	0	0	1,212	1,195,367
300万円以上	1,000万円未満		4,946	2	1,413	1,805,747	339	1,919,994	85	748,542	281	5,264,834	20	1,252,640	11	2,352,209	0	0	7,095	13,343,966
	1,000万円		2,845	1	726	991,853	229	1,320,143	74	667,665	334	7,482,784	54	3,914,830	41	8,459,915	1	1,014,844	4,304	23,852,034
1,000万円超	5,000万円未満		1,062	2	298	466,609	158	914,187	53	468,387	299	7,139,685	83	5,696,705	87	20,208,521	1	1,066,404	2,041	35,960,498
5,000万円以上	1億円未満		188	2	37	51,312	12	69,849	3	24,569	46	1,324,325	32	2,298,719	52	13,452,953	2	13,372,141	372	30,593,868
	1億円		18	1	3	6,094	1	5,868	2	17,466	3	77,849	4	260,157	4	865,156	0	0	35	1,232,590
1億円超	10億円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10億円		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10億円超	50億円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	50億円		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50億円超	100億円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>合 計</b>			<b>9,883</b>	<b>8</b>	<b>2,773</b>	<b>3,664,851</b>	<b>796</b>	<b>4,556,574</b>	<b>229</b>	<b>2,031,751</b>	<b>985</b>	<b>21,652,577</b>	<b>194</b>	<b>13,480,427</b>	<b>195</b>	<b>45,338,754</b>	<b>4</b>	<b>15,453,389</b>	<b>15,059</b>	<b>106,178,323</b>

- (注) 1 この調は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの間に事業年度(同日後に終了する事業年度分で平成29年3月31日までに申告書の提出があったものを含む。)が終了した普通法人で外形標準課税対象外の法人について作成した。  
2 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。ただし、事業年度が年2回で、外形標準課税対象である事業年度と対象でない事業年度がある法人については、対象でない最終事業年度の期末現在における資本金の額による。  
3 「法人数」欄は、当該年度の最終処理の段階におけるものを記載した(申告納付期限までに申告していない不申告法人、休業中の法人及び所在不明の法人は除く。)  
4 分割法人については、当該法人の主たる事務所または事業所が県内に所在するものについて記載した。  
5 事業年度が2回の法人の所得については、「年所得400万円以下」の欄には、200万円以下のものを記載し、他の所得区分についても同様とした。